



2025年3月21日

各 位

会社名 株式会社ツバキ・ナカシマ  
代表者名 代表執行役社長CEO 松山 達  
(コード番号 6464 東証プライム)  
問合せ先 IRマネージャー 森田 郁史  
(TEL 06-6224-0193)

### 当社幹部従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

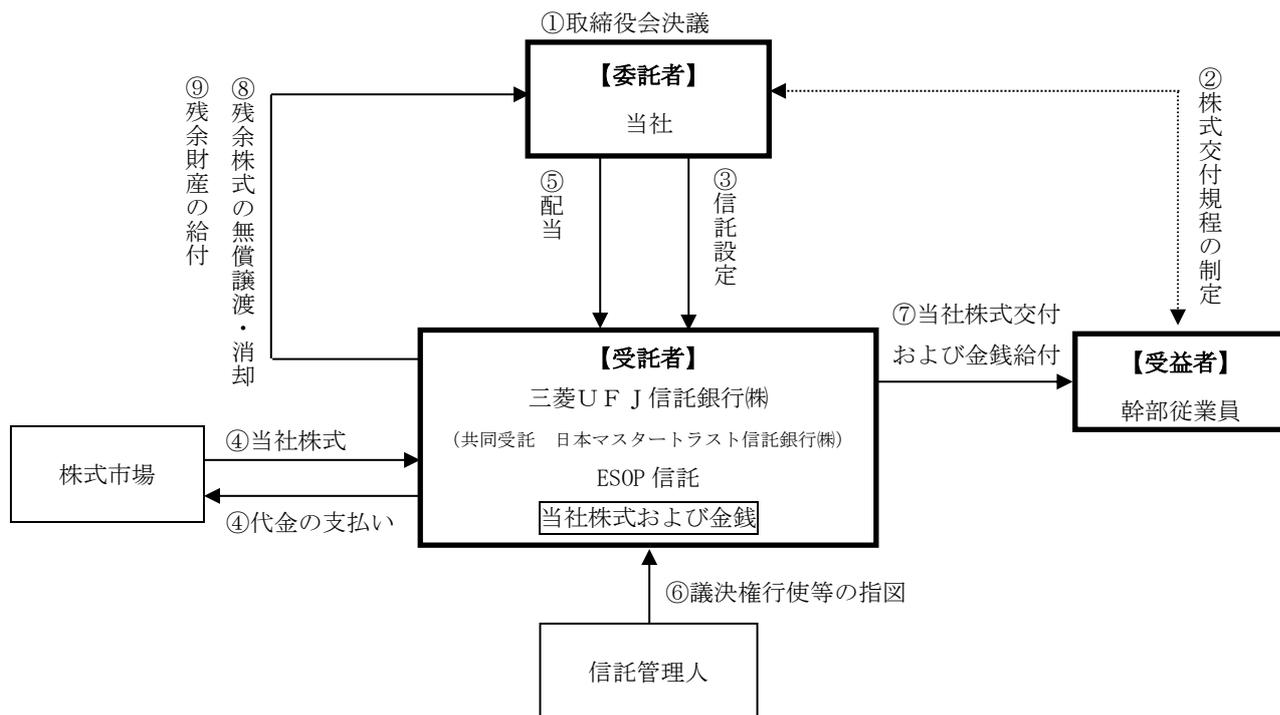
当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、当社幹部従業員を対象とした株式交付制度(以下「本制度」という。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、グローバルな経営環境の変化や報酬水準の変化を踏まえ、優秀な人材確保・リテンションにかかる競争力を向上するとともに、当社の中長期的な会社業績および企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、幹部従業員(BUプレジデントおよびグローバルファンクションヘッド)を対象として株式交付制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」という。)の仕組みを採用いたします。ESOP信託は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、役職等に応じて当社幹部従業員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」)を交付および給付(以下「交付等」)する株式交付制度です。

## 2. 本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の導入に関し、取締役会の決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、金銭を受託者に拠出し、受益者要件を満たす幹部従業員を受益者とする ESOP 信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦信託期間中、株式交付規程に従い、幹部従業員の役職に応じたポイントが付与されます。幹部従業員が受益者要件を満たした場合、本信託から、当該ポイント数に応じた当社株式等について交付等が行われます。
- ⑧信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度と同種の株式交付制度として本信託を継続利用するか、または本信託を継続利用しない場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が、信託期間中に幹部従業員に対して交付等する株式数に不足する可能性が生じた場合や、本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①	制度対象者	幹部従業員
②	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③	信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与
④	委託者	当社
⑤	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥	受益者	制度対象者のうち受益者要件を満たす者
⑦	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑧	信託契約日	2025年3月25日
⑨	信託の期間	2025年3月25日～2028年5月31日（予定）
⑩	議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。
⑪	取得株式の種類	当社普通株式
⑫	当初信託金の金額	4.6億円（信託報酬・信託費用を含む。）（予定）
⑬	株式の取得時期	2025年4月1日（予定）～2025年5月16日（予定）
⑭	株式の取得方法	株式市場から取得
⑮	帰属権利者	当社
⑯	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上